

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 2 年 9 月 30 日付けでした重度心身障害者手当受給資格消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

請求人は、生まれつきダウン症とヒルシュスプリング病（難病指定）を併発して改善しないまま現在に至っており、本件要領（後記第 6・1・(1)参照）の 2 条 3 項にある障害要件に該当している。コミュニケーションはまったく取れず、食事、排泄、入浴などの日常生活の介護はもちろん、24 時間の看視、毎日の浣腸、昼夜逆転に対する介助など複雑な介護を要する状態はずっと変わっておらず、担当医師も承知している。

なお、請求人は、反論書において、令和 2 年 12 月 3 日付けの〇〇病院〇〇科の〇〇医師の診断書及び同年 10 月 30 日付けの

同病院〇〇科の〇〇医師の特別障害者手当認定診断書（精神の障害用）の各記載をもって、処分庁の判断に対し反論している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 審査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年4月16日	諮問
令和3年6月10日	審議（第56回第3部会）
令和3年7月9日	審議（第57回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 処分庁は、必要があると認めたときは、重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）の受給者が、現に、東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号。以下「条例」という。）別表に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについて判定を受けさせることができるとされている（条例5条2項）ところ、その認定手続は、東京都心身障害者福祉センター所長（以下「所長」という。）が上記判定を行った後、その判定結果を処分庁に報告し（条例施行規則（以下「規則」という。）7条1項及び2項）、処分庁は、所長の報

告に基づいて受給資格の有無を認定することとされ、その具体的な取扱いについては、東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日48民障福第425号民生局長決定（以下「本件要領」という。））によるものとされている。

- (2) そして、重度手当の支給要件については、条例別表に定める程度の障害のいずれかに該当することが必要とされているところ（条例2条）、請求人については、重度の知的障害を有すると認められるものの、身体の障害を有するとは認められないため、条例別表二及び同三には該当しないことから、条例別表一に定める程度の障害（重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの）に該当するか否かに関して、受給資格の判定が行われたものである。
- (3) 本件要領によれば、「手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者をいう。すなわち、一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいうべき者」とされている（本件要領第2・3・(1)）。そして、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護をいう」ものとされている（本件要領第2・3・(2)）。
- (4) また、本件要領によれば、条例別表一に規定する対象者は、

「重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する者」で、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている（本件要領第2・3・(3)）。

そして、本件要領第2・3・(3)・イに規定する「適応行動面で著しい障害」とは、具体的には、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものをいうとされている（東京都重度心身障害者手当における障害要件について（平成11年3月18日付10福障在字第1238号。東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。））。

（ア）問題行動

- ・ 激しい自傷、他害、器物破損など
- ・ 著しい不潔行為（便こね、放尿等）
- ・ 異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動
- ・ 激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）
- ・ 日常生活に支障をきたす程のこだわり
- ・ 睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り

（イ）精神症状

- ・ 躁鬱の波が激しい
- ・ 分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下
- ・ 強迫行動のため日常生活に支障をきたす

（ウ）難治性のてんかん

- (5) そして、本件要領によれば、条例別表二に規定する対象者は、「重度の知的障害であって、次のアからクまでに掲げる身体障

害のいずれかに該当する者」で、「ア 両眼の視力の和が0.04以下のもの」、「イ 両耳の聴力がそれぞれ90デシベル以上のもの」、「ウ 両上肢の機能の著しい障害を有するもの」、「エ 一上肢の機能を全廃したもの」、「オ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの」、「カ 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの」、「キ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」、又は「ク 前各号に掲げる程度以上の身体障害を有するもの」のいずれかの状態にある者とされている（本件要領第2・3・(4)）。

(6) なお、本件要領及び本件通知は、いずれも条例の解釈、運用の指針として作成されたものである。

2 これを本件についてみると、所長は、〇〇医師が作成した本件診断書に基づき本件判定書を作成し、規則7条2項による判定結果の報告を、処分庁に対して行ったことが認められる。

そうすると、請求人が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、原則として本件判定書に反映されている本件診断書に記載された請求人の知的障害及び精神症状の状況により、条例別表に定める程度の障害があるか否かを検討して行うのが相当と解される。

(1) 本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる。」（別紙2・1）とされているものの、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有するとは認められない。」（別紙2・2）との診断がなされている。

(2) そこで、まず、請求人の知的障害及び精神症状についてみると、本件診断書の「知的障害及び精神症状についての所見」（別紙2・3）には、日常生活では、「食事はスプーンで食べ

る。」、「トイレは時間排泄が主体で、大便是浣腸を要する。」、「簡単な更衣は可能だが、ボタンは困難。」、「入浴は、ごく一部を洗体する程度。」及び「熱い物は分かる」と記載されていることから、請求人が、「必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」にあるとまでは認めることはできない。

また、上記所見（別紙２・３）欄には、「信号は分からず、屋外では親の後をついて大人しく歩く。」、「昔のアルバムやミニカーの並べ方などにこだわりはある。」、「自分の物が片付けられると、癩癩をおこして動かなくなる。」、「以前はベランダに出て、２階から何でも物を投げてしまったが、今は行わない。」、「もともとパニックや自傷、他害はない。」、「いずれも、現時点では日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状や問題行動を有するとは認められない。」及び「てんかん発作も無い。」と記載されていることから、請求人が、「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」にまでは至っているとは認められない。

そして、上記所見（別紙２・３）欄には、身体障害について「ヒルシュスプリング病による直腸肛門障害」とされ、「トイレは時間排泄が主体で、大便是浣腸を要する。」とされているが、それ以上の記載は認められないことから、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの」又は「前各号に掲げる程度以上の身体障害を有するもの」と認めることはできない。

以上のことからすると、請求人は、重度の知的障害を有するものの、平成２８年１２月２１日付けの重度手当の受給資格の認定日以降、その精神症状には一定の改善が認められ、本件要

領第2・3・(3)が規定する「必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」若しくは「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」又は本件要領第2・3・(4)が規定する重度の身体障害に至っているとまでは認められない。

そうすると、請求人は、本件要領第2・3・(3)ア若しくはイ又は同(4)のいずれかの状態にある者とはいえ、常時複雑な介護（介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護。本件要領第2・3・(2)）を必要とするような程度に至っているとまでは認めることは困難であるというほかはない。

したがって、請求人が、「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」（条例別表一）とは認められないとする〇〇医師の診断（別紙2・2）に、格別不合理な点は認められない。

(3) 以上のことから、請求人は、条例別表一に定める、重度の知的障害を有するものの、「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」に該当するとまで認めることは困難であって、請求人は重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、第3のとおり、請求人の障害の状態は、著しく重度の障害の状態にあるため、本件要領の定める重度心身障害者に該当し、本件手当の受給資格があるとし、本件処分の取消しを求めている。

しかし、重度手当の受給資格に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものである

ところ、本件診断書に記載されている〇〇医師の診断に格別不合理な点は認められず（上記２・(2)）、本件処分は、請求人が条例別表一に該当するものと判定すべき要素を欠いていると認定してなされたものであるから、違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、本件処分後に作成された診断書２通の各記載をもって、本件処分の取消理由としているが、当該各診断書は、いずれも本件処分後に作成されたものであることから、それらをもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

４ 上記以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙１及び別紙２（略）